

15 野生鳥獣資源の利用

【解説】

ここには、「野生鳥獣資源利用実態調査」結果から、野生鳥獣の解体頭・羽数に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

調査の対象は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設とした。

(2) 調査対象期間及び調査実施時期

ア 調査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の1年間とした。
ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な令和元年度の期間を含む1年間とした。

イ 調査実施時期

令和2年5月中旬から令和2年6月中旬までの期間に実施した。

(3) 調査方法

調査は、農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

食肉処理業	食鳥（鶏、あひる、七面鳥）以外の鳥若しくはと畜場で処理される獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉や内臓等を分割、若しくは細切にする営業をいう。
食肉処理業者	食品衛生法第52条第1項の規定による「食肉処理業」の営業許可を受けている者をいう。
イノシシ	狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。
シカ	狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。
その他鳥獣	イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。